高額医療・高額介護合算療養費制度について

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 2991-1868(国民健康保険) 後期高齢者医療担当 2991-1884(後期高齢者医療制度) いきいき福祉課 高齢介護担当 2991-1886(介護保険)

同じ医療保険の世帯内で、1年間(平成28年8月から平成29年7月まで)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額を超えた場合、申請するとその超えた金額が支給されます。

町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で支給の対象となる方には、申請の通知を送付します。 通知が届いた方は、申請の手続きをしてください。

被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、いきいき福祉課高齢介護担当で介護保険の「自己負担額証明書」の交付を受け、平成29年7月31日時点に加入していた各医療保険に申請してください。

- ▶平成28年8月から平成29年7月までの間に他市町村から転入された方は【転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に移られた方は【以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を添付して、住民ほけん課に申請してください。
- ▶支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。また、同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。
- ▶詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。



マナーを守って楽しくお散歩!

問合せ:環境経済課 生活環境担当 🏖 991-1839

<犬の散歩での大事なお約束>

フンは必ず持ち帰る

もし、散歩中にフンをしてしまったら、必ず飼い主が持ち帰りましょう。また、水を入れたペットボトル等を持ち歩くようにして、尿をしてしまった場合は水で流しましょう。「誰も見ていないし、まあいいか」と放っておく飼い主の方、地域の人は見ています。路上や自分の家の前にフンが落ちていているのは決して気持ちのいいことではありません。散歩の時は必ず処理袋等を持ち、相手の立場に立って処理をしてください。



犬は絶対に放さない

「うちの犬はおとなしいから大丈夫」と油断してリード(引き綱)を放してはいけません。また、リード(引き綱)をしていても、長く伸ばし過ぎて犬を管理しきれなくなると、事故の原因にもなります。たとえ小さな犬でも、人によっては恐怖に感じますので、しっかりとコントロールできる人が、確実に制御しながら散歩をさせてください。



犬の登録と狂犬病予防注射について

- ・犬を飼う場合は、法律により登録することが義務づけられています。犬を飼い始めたら30日以内に環境経済課で登録手続きをしてください。町内の動物病院で登録手続きを行うこともできます。
- ・狂犬病予防注射は、法律により毎年1回、注射を受けることが義務づけられています。
- 町の狂犬病予防集合注射、町内の動物病院で受けることができます。

